

結婚新生活支援補助金

令和6年4月1日以降分

結婚新生活のスタートを応援します!!

結婚によって必要な新生活のスタート費用を補助します。



対象となる世帯

海南省では独自に夫婦の所得要件を撤廃しています!!

婚姻時、夫婦共に39歳以下で、令和6年1月1日以降に婚姻届を提出した世帯

ご注意ください

年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

対象となる費用

住宅取得費用

婚姻を機として住宅を取得した場合の費用(土地代は除く)を補助します。

※住民票が取得した住宅にあること、登記簿謄本などで完成引渡が完了していることの確認が必要です。



独自に補助上限を拡大しています!!

夫婦ともに29歳以下の世帯…90万円

夫婦ともに39歳以下の世帯…80万円

住宅賃貸借費用

賃貸住宅の敷金・礼金・仲介手数料・共益費・家賃(最大3カ月分)を補助します(その他の費用は対象外)。

※婚姻前から同居している場合など、一部対象外となるものがあります(裏面Q&Aをご覧ください)。



引越費用

新生活をスタートするための引越費用を補助します。

※引越業者や運送業者に支払った費用に限ります。不用品処分費や、自分たちで行った場合の費用(レンタカー代など)は対象外です。



補助上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯 **60万円** (住宅取得の場合は**90万円**)

夫婦ともに39歳以下の世帯 **30万円** (住宅取得の場合は**80万円**)

※いずれも、住宅取得費用、住宅賃貸借費用、引越費用の合計金額(千円未満切り捨て)

※補助金の認定期限は、令和8年3月31日です。

海南省役所 子育て推進課

TEL : 073-483-8430

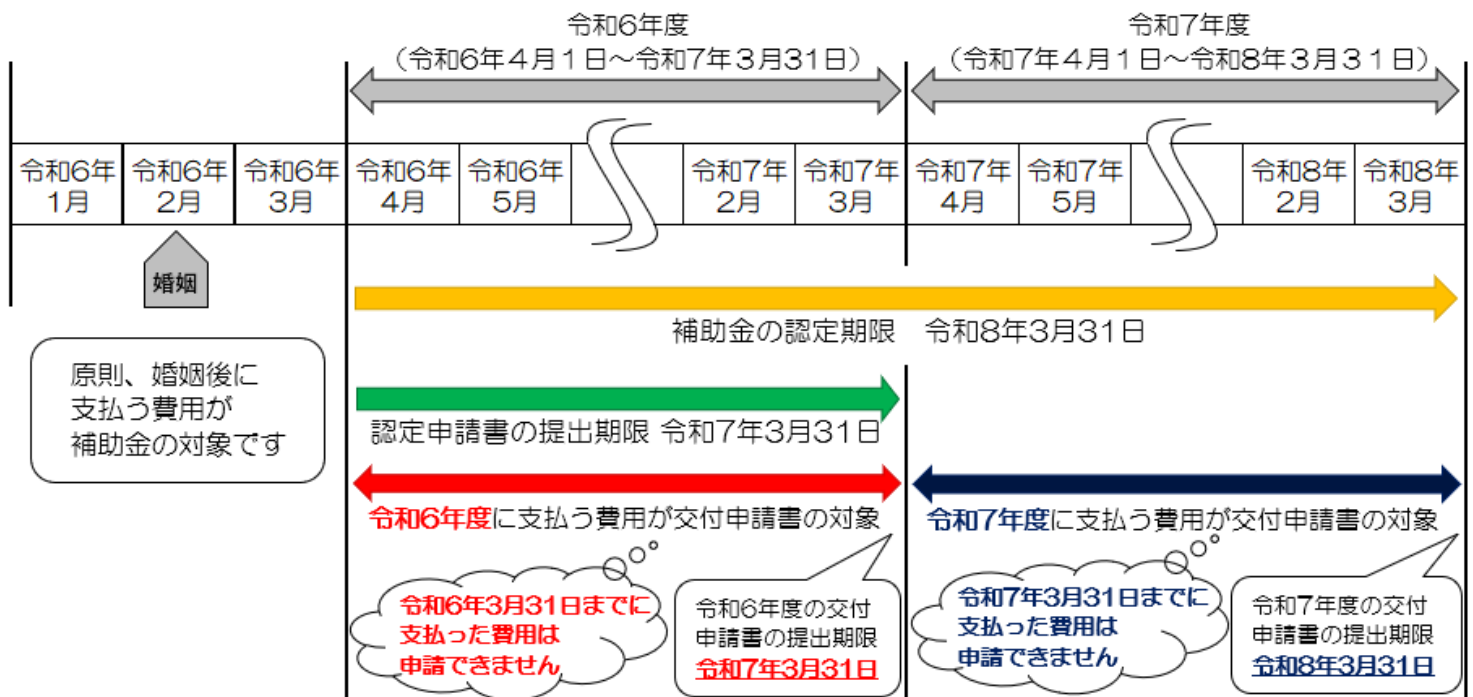
Mail : kosodate@city.kainan.lg.jp

手続きの流れ

- ① 婚姻届を提出したら、子育て推進課へ「結婚新生活支援事業補助金認定申請書」を提出し、資格認定を必ず受けて下さい（認定申請書の提出期限は、令和7年3月31日です）。
- ② 各種の費用を支払った後、下記の書類を用意してください。
 - 住宅取得費用 … 登記簿謄本や引渡証明書等、領収書
 - 住宅賃貸借費用 … 賃貸借契約書、領収書、給与明細書等（勤務先から家賃補助がある場合）
 - 引越費用 … 領収書
- ③ 支払いが完了したら、費用を支払った日以降の最初の3月31日までに、交付申請書を提出してください。

※ご注意ください※

交付申請書を提出する年度（4月1日～翌年3月31日）に支払う費用が対象です。年度をまたがって領収書を取りまとめることはできません。支払いが年度をまたがる場合は、令和6年度に支払う費用と令和7年度に支払う費用について、それぞれ交付申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。（令和6年度に支払う費用の交付申請書の提出期限は、令和7年3月31日です。）



こんな時はどうなるの？

Q 婚姻前に夫（妻）が住んでいた賃貸住宅等に、妻（夫）が引越してくる場合の補助金は？
A 引越して来る方の引越費用や、婚姻後の家賃、共益費（3カ月分）は対象です。

Q 婚姻前から同居しています。同居時の費用も対象になりますか？

A 婚姻前から同居している場合は、原則、婚姻後に発生した費用のみ対象となります。契約書等で婚姻を機とした同居であると確認できる場合（同居人の続柄欄に婚約者と記載等）は、交付申請書を提出する年度（4月1日～3月31日）と同じ年度の支出は対象となります。

Q 勤務先から住宅手当が支給されていたり、家賃に駐車場代も含まれている場合は？

A 住宅手当等が支給されている場合は、その額を控除します。契約書等で駐車場代が切り分けできる場合は、その額を控除します。